

請求者：お子さんを養育する父母で、原則、恒常的に所得の高い人を記入してください。

児童手当・特例給付 認定請求書

職業：加入している年金の種別に○を付けてください。  
ア 厚生年金 ・ 私学共済等  
イ 公務員  
ウ 国民年金 ・ 年金未加入  
扶養されている人もウになります。

(あて先) 本庄市長

請求者 (生計中心者)	①氏名 (法人名等)	本庄 太郎	④住所 (法人の主たる 事務所の所在地)	本庄市 本庄3丁目5-3	⑦電話番号 (請求者) 090-0000-0000 (配偶者) 080-0000-0000
	②生年月日	昭和 8・2・8	1月1日時点の住所	埼玉県深谷市仲町11番1号	
	③個人番号	*****	1月1日時点に本庄市以外に住んでいた場合、そのときの住所を必ず記入してください。 ※異なる場合は配偶者も記入		
配偶者等	⑩生年月日	昭和 8・8・28	1月1日時点の住所	群馬県伊勢崎市今泉町2丁目410番地	⑧請求者の職業 ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者
	⑪個人番号	*****	1-5月分申請⇒前年 6-12月分申請⇒本年		
	⑫支払希望金融機関	埼玉りそな	11店番	本庄	
⑬支払希望金融機関		埼玉りそな	0017	支店	⑬口座名義人 (請求者)

マイナンバーを必ず記入してください。

1月1日時点に本庄市以外に住んでいた場合、そのときの住所を必ず記入してください。  
※異なる場合は配偶者も記入

受給者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。)する、18歳に達する日以後の最初の3月31日までのすべての児童について、記入してください。

児童の養育をしている→有  
児童の養育をしていない→無

請求者が児童の父母→同一  
請求者が児童の父母以外→維持

⑭加入している 公的年金制度の種類	厚生年金保険	<input type="checkbox"/>	国民年金	<input type="checkbox"/>	⑮譲渡所得の有無	有・無
	国民年金	<input type="checkbox"/>	その他	<input type="checkbox"/>	⑯所得の状況	令和 年分所得額 (請求者) 円 (配偶者) 円

加入している年金の種類に○を付けてください。

記入上の注意  
・枠からはみ出さぬよう丁寧に記入してください。  
・訂正する場合は二重線で抹消し、なるべく枠内に書き直してください。

※審査	請求者	円	円	80,000円	円
	配偶者	円	円	80,000円	円

## 注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ④の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を上欄に記入してください。  
また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 3 ③の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 ②、⑤、⑥、⑧、⑩、⑪、⑬及び⑭の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 5 ⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。  
⑫の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 6 ⑮の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 7 児童が海外に留学している場合は、⑮の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 8 ⑮の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。  
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。  
イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 9 ⑯の欄は、⑮の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求者の請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。  
ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。  
イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 10 ⑰の欄は、市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を、また〔 〕内には、このうち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。  
なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。  
いずれもない場合は、「なし」と記入してください。
- 11 ⑱の欄は、請求者及び配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額（所得税法に規定する給与所得又は雑所得（公的年金等に係るものに限ります。）を有する場合は、当該所得金額の合計額から10万円を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とします。）と公的年金等所得以外の雑所得とを合算した額を給与所得の金額及び雑所得の金額の合計額として計算した額）、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入して下さい。  
なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入して下さい。
- 12 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。以下同様です。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。  
ア 児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの  
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類  
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類  
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類  
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類  
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）  
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類  
ク 請求者又は配偶者が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額と、請求者の所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書